

権というものは、これはまあ国民が政治に関与する唯一のチャンスで、また唯一の方法でもあるわけですね、今日の間接選挙の方法から言えば。ところが選管の能力が足らないことによって、この与えられた基本的権利が実行できないということは、これまた非常に問題だと思います。この摩擦的な選挙権漏れというのがあると思いますね、どんなことをしても防げない、どうしても不可避的な欠陥も出てくると思いますが、それはどのくら

いあるのか、その点はおわかりですか。
○政府委員(降矢敬義君) いまの問題で理論的な話になつて恐縮でござりますけれども、名簿に登載いたしまして、結局その整理をして、総覧をして異議の申し立ての期間を置いて、そして確定というどうしても制度をとらなければいけません。

この制度には、したがってかりに三月一日に登録をして、選挙の期日が三十日だったといたしますと、三月一日に登録されたものについて名簿を総覧し、そして異議の申し立て期間が決定されて確定するというものが、従来は三十日とておりまして、今回の方針にございまして、その期間を二十日

たが、今回の選挙もおおむね二十日間を二十二日にいたしまして、十日間短縮いたしました。したがって、理論的に言いますと、二十日確定だといふと、二十日以降三十日までの間に選挙権を有する人間が出てきます。これは絶対に投票に参加することができないというかつこうになります。これが理論的にぎりぎりの問題だらうと思います。

○野上元君 そういう、何といいますか、住所が変わつて、住所が変わつたことを届けないと、あるいはいあなたのおっしゃるような二十日以内

○政府委員(降矢敬義君) 住所移転者の問題については、どのくらい落ちるかという数字の推定はちょっといたしかねるのでござりますけれども、結局この問題は、窓口事務を一本化して、住民であるとすることを申し出ることによっていわゆる選挙登録の申し出もあわせて行なえるというだけにいたしまして、同時に、それがほかの行

政にもそのまま使われると、いうかこうによつて、この住所移転者の脱落を防ぐ、これが唯一の

道だと思います。そういう意味におきまして、先ほど御説明いたしましたとおり、やはり昨年の十二月現在で、窓口一本化の事務処理機構をつくりました市町村は、全体で約八割になつておりますので、その点はだいぶ、まだ住所移転者について当然脱落していくというか、こうは相当数われる

のじやなからうか、こういうふうに思つておりま
す。新有権者のあとに問題につきまして、名簿
確定期間以後において二十になつた者につきまし
ては、かりに二十日といいたしますと、三分の一の
期間になりますので、准定としては二十万三
千三百四十五人であります。

其間になくてはならない、おもてなしの二つの三分の一の一つの、一といふように考へざるを得ないと思つております。

と、手続上どうしてもできない人たちの種類がありますね、一種。それから怠慢によって自分で届け出かもしれないというような、本人の怠慢によるものもあると思いますね。それから選管の能力の限界がある。この大体三つくらいに分けられると思

○政府委員(降矢敬義君) 私たちの推定、考え方によれば、この選管の能力によつて、せつかくの選挙権が行使できないというのがやはり一番多いのですか。

では、やはり住所を変わらざるとしても、住民登録簿や、それに伴う登録の申し出をしないというのが一番多かろうと思つております。

○野上元君 結局そうすると、総体的に聞きますが、この選挙権がありながら選挙権の行使ができない

きない人は、全部でどのくらいあるのですか。
○政府委員(降矢敬義君)　むずかしい推定になる
のでござりますが、住所の移転者につきましては、
先生御案内のとおり、国の選挙の場合には、
前の市町村、ここに載つておつて、こちらの市町

村に移動した場合には、一年間は保存しておくべきです。そのままにしておきまして、國の選舉には、ほかの市町村に行ってやれるしかけになつて

け出をしないために全然選挙権行使できないと
いうものは、結局一年たつてしまつてこちらが消
えてしまつた、こちらについても全然やつてない
という人にしか生じないことになりますが、どの
くらいございましょうか、ちょっと推定はしかね
るのではございます。それから新有権者につきまし
ては、職権でなしに申告でございますが、先般も
御説明申し上げましたとおり、届け出をしないも
のが三月の登録のときには約三割と推定されてお
ります。したがつて、その新有権者については約
三割は三月のときには登録されていないといふ
かつこうになつております。

○野上元君 数字は私が突然質問したんで、ちょ
うとあなたのほうも準備がないと思いますが、後
ほどこれは検討してもらうことにして、この二回
にしておつた現行法律というの、これは相当長
く続いておりますね、どれくらいですか。

○政府委員(降矢敬義君) 四十一年の十一月から
施行になりました。

○野上元君 そうしますと、この四回にしたやつ
をさらに六回にするということになると、選管の
能力をうんと高めなきやならぬ、こういう理屈に
なるわけですね。それの見通しはどうですか。

○政府委員(降矢敬義君) この点につきまして
は、先ほどちよつと申し上げましたが、住民基本
台帳法の十五条に、「選挙人名簿の登録は、住民
基本台帳に記録されている者で選挙権を有するも
のについて行なうものとする。」ということでおこ
ざいまして、この規定が四十四年の七月から施行
になります。この規定を実際動かすためには、一
つはカード化と、一つは窓口事務の一本化をやつ
ていかなければなりません。そこで、自治省とし
てはこの法律施行後一年の間に、いまの二つの点
につきまして指導をいたしまして、先ほど申し上
げましたカード化並びに窓口事務の一本化を約八
割程度完成してまいりました。したがつて、四十
四年の七月までには全体が当然この規定にのつて
やれるようになります。この規定によつて一番審

益がありますのは選管でありまして、つまり住所の認定というものを個別的にやる必要がない。したがって、あとはいわゆる外国人であるとかいう非欠格条項だけでござります。この点は非常に御案内のとおりケースが少のうございます。したがって、この十五条にのって体制を整えて、四年以降は選管の事務能力上あまりできないという問題は生じない、こういうふうに思つておりますので、先ほど申し上げましたとおり、この規定の動き方とともに、この選挙人名簿の登録回数も当然ふやしていくという方向で問題を処理していただきたい、こう思つておるわけでございます。

○野上元君 そうしますと、四十四年の七月になれば、今度改正される四回のものでも、選管の能⼒が非常に高まるので、選舉漏れというのが相当減少するということになるわけですか。

○政府委員(降矢敬義君) 結論的にはさようございまし、また、繰り返すようですが、されども、いまの規定の施行とともに、この登録回数をもつとふやしていくと私たちは思つておりますので、選管とも十分話し合つて、四回を六回、もつとふやせるものはふやして登録をしていきたいという方向で改正を考えております。

○横川正市君 今度のこの法律案、大臣ね、根本的には実はこれは答申の線に沿うて論議をしたけれども、論議の推移から見てこの部分的な改正だけにとどめる。あとはどうなるんですか、この答申の線に沿うての内容は。

○国務大臣(赤澤正道君) まことに議論しませんので調整に苦慮しております。しかし、どうせ資金規正法も近く提案の運びになると思ひますので、私の考え方としては、同時にあわせてやりたまへ、つまり自由化の方向を打ち出すということをできることをみすみ見のがすわけにいきました場合に、これは御案内のとおりに、選挙権をもらえるようになつておりながら投票できぬ人たちができますことをみすみ見のがすわけにいきますので、これは主として事務的なことを中心にして切り離したわけございまして、何も他意が

○横川正市君 これは委員長でございます。
うんですが、きょうは提案しようというのと、これ
るんですか、あるいは問題ですか。早くやらなき
い……。
○政府委員(降矢敬義君) さいまして、名簿は、大
きくきめていただきます。
らなきやいかぬ問題でござ
ります。
○横川正市君 ターの件につきましては
きまして、来たる参議院
議院の規格、デザインを
ざいますので、こうう
くそのことをきめたほう
から、この二点にしつ
て、良識的な案として出
がなお調整を必要とする
常に現状についていけな
断ができるわけですがね。
いつても一応調整がとれ
するということの可能性
○国務大臣(赤澤正道君) まして、ぜひ委員会で御
て苦慮しているわけです
なるかということを一番
これはまあ議論の余地が
抜き出したわけござい
問題とか、文書図画とい
かなか各党の間でも、ま
でも議論が分かれて、な
からぬ状態で今日までお
ます。

員会の都合もあるうと思をしてきょう大体採決をは大臣のほうの都合があ事務執行上の時間的な問題がないとか、そういうふれあいがござります。それからボス候補者並びに政党における議員の選挙のためにボスそろそろ考える時期でござるなことであれば、早がよかろうという考え方を提案いたしました。ともう一つお聞きしたい問題では、たゞ重ねて出たのには、体質的に非最小限の必要度合いとし、それたものだ、そういう案どうですか、体質上から見て、国会に出して論議をははどうなんですか。

え方で、公正な選挙をやるのに、現在政権の座にある与党に不都合だとか、あるいは野党がこれでは困るとか、いろいろかけ引き聞いたものが根本的に問題となつて改正案を出せないということになると、これは非常に問題があるのだけれども。そういうところまでいかなくとも、ある程度話し合いでできるものというのがあれば、そうすれば、次善の策としては早急にこれを出して審議をしてもらうと、こういうことはありますかね。

○國務大臣(赤澤正道君) 残念ながら時間的に間に合わないのじゃないかという気がするわけですね。これは秋山先生は審議会のメンバーでおられたわけですけれども、審議会の答申も、御承知のとおりに、大筋の方向が出ただけでありまして、細部については何も書かれてないわけであります。ところが、うわざに聞きますと、あなたの党でも、審議会のときには自由化の方向へ大きく躊躇み出すべきだという御意見がありましたが、さて党内ではなかなかそういうわけにまいらぬということをうわざに聞いております。私の党に至っては、たいへん幅の広い議論でありまして、なかなか意見がまとまつておらぬのでございます。そういう状態です。

○横川正市君 そうすると、これはさしあたつて、いまここで一一つの問題は論議をし、一応きめておくが、あとのことについては、見込みの面からいえば、ますあまり立たないという、そういう状態だと判断していいですか。

○國務大臣(赤澤正道君) これも出しましたのは、いま局長が申したとおり、いつでも選挙のたびに疑問が出てまいりますので、そういう疑問を解消するという意味もあります。七月の選挙から間りませんので、これは私のほうとしては一案をつぶくたものを出して、審議会で十分直していただいて、数字などについてははどうにでも直していくだいてつけこうですからというぐらいの気持ちちらり

んですが、提案そのものについてまだ議論のまともらない状態であります。しかし、時間的に申しますと、このたびの参議院の選挙には間に合いかねるというふうに考えていただいたほうがいいのじゃないかと思います。

○横川正市君 私は、非常に残念だと思うのは、これは自治大臣も選挙をやって出てくるわけですから、これはみんなそうなんですが、選挙をやる者の立場に立つてみると、ささいなことで選挙違反に問われて自殺者が出る。あるいはもうそのことが一つの恐怖心になつて、選挙はごめんだといふ風氣が出てくる。その度合いが日本の場合には強過ぎはしないか。これは私は、党の都合の問題でなくて、もっと基本的な問題じやないかといふやうな気はするわけですよ。どつちかといふことよりも、そういう選挙はもう私はごめんですか、いやもうこれはたいへんなことになりましたといって、一命をみずから断つような、そういうものに現行法として置くと、いうことが、どうもふに落ちかねるわけですよね。それがどうして与野党間の意見の取りまとめとして、意見が調整できないのか。ことに、私はこの前もちょっとと言つたように、刑法の取り扱いではなくて、公民権の取り扱いということでこれはやるべきじゃないか。選挙が始まりますと、選管がほんとうはやるべき仕事を、警察が看板をかけて、第何回参議院選挙取締本部というのができるわけです。だから、選挙をやるかまえとすれば、もうこれはますもつて公民権行使に非常に大きな支障を来たすというようなかまえをしながら選挙に入していくのだ。これでいいのかという気が実はするのですよ。本来ならば、警察はうしるにいて、選挙管理委員会が選挙の取り扱いをし、選挙管理委員会が、たとえば刑事訴訟法に基づいて案件その他についての訴訟をする、公判請求をする、そういう形で、警察といふものはもう二義的なものだといふぐらいいまでいかなければならぬとぼくは思う。公民権といふものは、いまの永久選舉人名簿などというのもで何十万枚えますか。片っ方でこういう法律

四

は行きませんといふやうな、意識的に逃げていくような票をどうやって選挙場に運ばせるか、その対策のほうが根本問題じゃないかというような気がするのですね。実際問題としては、それをなぜできないかということが、私は一番問題だと思うのですよ。それが一つ。

かと思うのです。公民権をいわゆる自由な意思で行使させないもう一つの原因というのは、買収とか供応の問題だと思うのです。そのことによつて、轉りつけておいて、そうして監視して投票させられる。これは自由意思を無視した投票だ。二つあると思うのです。法律によつて選挙場に足を入れさせない。片一方は、買収とか供応とかによつて選挙の自由意思というものを阻害する。この二つを取り除かなければ、ほんとうに民主的な選挙といふものは確立しないというような気がするのです。だれが考えてもそういうことだろと思ううと、どうして法律技術上、ないしはいろいろな話を合い、党内事情、あるいは政党間の話し合いでできないのだろうか。それが私はふしげでならないわけですが、これはどうですかね。

くる。また、取り締まりの面でも、買収、供応などで取り締まられるわけだから、買収、供応をやるんかが横行するようになるとか、中には、名前は申しませんけれども、いまの委員の中には、買収、供応を大っぴらにやらせて、それは別の面で取り締まられるわけだから、買収、供応をやるなら、買収だって供応だって、もうやらせたらいじじゃないか。そのうちに一、二回やれば消えますよという議論だってあつたけれども、それはともかくとして、やはりそういう悪質な買収行為などというものを見に取り締まるためには、やっぱり戸別訪問などを自由化しておくとよくなのか、いろいろな議論が出てくるのですから、ですから答申でも、御案内のとおりに、人數を制限してやれとか、あるいは夜おそらく戸別訪問なんかされる有権者のほうでは迷惑する、だから戸別訪問の時間も制限しろとか、いろいろなことがどういって出てきたわけです。

も、大体それは出したい文書については検印制で
もって、検印外の文書については、これは困ります
す、違反ですというふうに、資金の中にぶち込ん
てしまつたらどうだと、実際には。
それから、いまも人手が足りないとか何とか
言つておりますが、選舉局なんか廃止するといふ
話もあつたんですが、これは一番大切な局である
し、人手が足りなければ、これをやはり充実して
いく方向というものが正しいんじやないかと、こ
う私は思うんですがね。これはいまや死にかかる
てゐる改正法案ができるかできないかの前にし
ちゃ、どうも不毛の論議のように思つけれども、
そういう点は一体自治省としてどう見ているんで
すかね。資金の問題と、それから資金で規制できる
ものを規制しないでおいて論議をするということ
は、ちょっと私は本末転倒のような気がするんで
すがね、どうですかね。

うことに踏み切らざるを得なかつたわけでござります。御指摘のとおり、選挙局というものは、議会政治、民主政治のルールをきめる大切な局でございますので、何か選挙といふものを軽く考えるような印象を国民に与えなければいいがと思つて、そのことは一番心配しておるところでございります。

○横川正市君　自治大臣と大体同じ考え方で野党が質問をして、しかし実績になるように推進した法律案というものの審議ができないという矛盾は、これは皮肉じやなしに、非常に残念ですよ。一番私實際上案件にぶつかってみて考えるんですね。だけれども、この間新聞にいろいろな形の事前運動で警察その他からの警告が何件ありましたというものが出ておりますね。これなんかも私どもとしては、非常に心外な件数でもあるし、それからまた、どういう案件がとられて警告されたのかとも、事実私どもは一々事例を知りたいくらいに思つてゐるわけなんですけれども、たまたま、いまこれは直接名前も言いますが、群馬県——ここで群馬県の人がいなから言いますけれども、群馬県へ行きますと、軒並みにビラが張つてありますよ。ますこのくらい張つてあるビラというののは、これは直ちにやつはれないわけですね。事前のいわゆる隨時隨所といふやつないです。事前のいわゆる隨時隨所といふことですよ。この間あなたのほうから、「これは違反ですか、これは適法ですか」と出したやつには、隨時隨所といふやつはないわけですね。まずこれは違反文書なんですね。違反文書がどのくらい張られるか、一軒の家に八枚とか七枚とかあるいは三枚とか、びしっと張りましてね。それが町の中をどこへ行つてもそのビラなんですよ。ビラが張つぱ億という金が使われているだらう、こういうふうに言つてゐる。それから年賀状が三十何万枚で、何かこれも出ましたね。非常に激しい選挙がやられている。おそらく金も、巷間伝わるところによれば億という金が使われているだらう、こういうふうに言つてゐる。その事前活動に対しても、これはどうなんですか、選挙の取り締りの本山としていいんですかね、悪いんですかね。

○國務大臣(赤澤正道君) ちょっと一時非常に選挙が自由になるのだといったような報道がなされまして、少し誤解を生んだ向きもあったかもしれません、これはたいへんだというので、少なくとも法改正するまでは現行法できびしく取り締りますということを、私は明確にしたわけございません。選挙のたびにやはりなかなか――文書の中身になりますと、一応選管にみな伺いを立ててやるわけだが、それでも全国指導がまちまちなものも困るのでありますと、そういう面はやはりある程度指導しておかぬとまずいものであるから、あなたが御指摘のとおりに、通達を各選管に基準になるものを差し上げたわけであります。この間うちからいろいろな違反だといって指摘があるものですから、それを警察のほうで詳細は検討いたしましたが、それも形式的なものでなければども警告をしたものがずいぶんあります。それが驚くべき数にのぼっているのですから、そういった点からいっても、よほど選挙のやり方というものを見て、それぞれ形式的なものでなければども警告をしたものがずいぶんあります。それが驚くべき数にのぼっているのですから、そういった点からいっても、よほど選挙のやり方というものを早く具体的なものを出して、そうして文書活動、その他安心してやっていただけるという仕組みにいたしたいと考えておりますが、現在はそういうわけにいきませんので、やはり相も変わらず違反が出ておりまして、しかし、それはそれぞれ処置はいたしております。

ほど選挙法が自由なのに、今度はほかのほうはこまかいことまで規定しておくということは、これもう全くしゃくし定本な話だと思うんですね、どうですかね。

私は、選舉費用というものを、公示されてから使われる何々の選舉費用というのぢやなしに、そういう名目のものは費用として算定して、ワクの中でびっしり縛るとか何とか、そういういろんなことをやらないと、これは公正な選挙というものの成り立たんじやないですかね。実際にはそれは違反じゃない、もうやりほうだいですと、ところが片つ方のほうではこまかいことを規定して、議会では一体何をこれは私どもは論議しているのかということになるわけですがね、どうでかな。そもそも、あなたの言うとおりございますと言っているんじや、まことにこれはたよらないわけなんだけれども。

しゃっても、これはどうにもしかたがないのでして、どうその取り締まる方法を考えましても、私どもの裏をかかれるのですから、こういうボスター、立て看板のたぐいのこの間の通達では、そういう時局批判演説会、何のたれ兵衛というような看板あるいはボスターですね、それで何月何日日比谷の公会堂において、その日比谷の公会堂、何月何日借りりる契約をしたって、現にやる場合は何ともとめるわけにはいかぬわけなんとして、それが三多摩のすみずみまで張られましても、そこにだって興味を持って演説会を聞きに行く者があるかもわからぬから、何とも押えようがない。しかし御指摘のとおり、そういう法外な費用を使つて裏をかくようなことをやるということは、全く私どもから考えて残念ですけれども、現行法ではどうにも防ぎようがないということござります。

○横川正市君 これは警告も何もできないんですか。それはもう全くのいわば合法的な行為として認めているわけですか。

ですが、それが政治活動というかつこうで行なわれておるのも御案内のとおりでございますが、政治活動につきましては、一切制限規定はございませんし、したがって、取り締まり当局も一切口出しはいたしません。かえで口出しをして逆にやられる場合が非常に多くございます、正直に申し上げまして。しかし、いまの選挙運動がどうかということは、ポスターの態様その他から判断をして、つまり運動をしておるという意思を外形的に判断した場合にやるわけです。御指摘のようないふ場がある一ヵ所にあって、とてもそこに来れそまうにもないと、事実墨田の奥の会場でやっておりましたが、もともと三多摩の奥まで張つたといふのです。そういうものについても、警告をしたということは私どもは聞いております。しかし、それは具体的な事実判断でございまして、抽象的にそういうものを全部やっているかという御指摘になりますと、必ずしも全部やっているとはちょっと申しかねる状態でございます。そういう場合にはやっている事実は私ども承知いたしております。

すが、それが政治活動というかつこうで行なわれておるのも御案内のとおりでございますが、政治活動につきましては、一切制限規定はございませんし、したがって、取り締まり当局も一切口出しはいたしません。かえつて口出しをして逆にやられる場合が非常に多くございます、正直に申し上げまして。しかし、いまの選挙運動かどうかといふことは、ポスターの態様その他から判断をして、つまり運動をしておるという意思を外形的に判断した場合にやるわけです。御指摘のようないい場がある一ヵ所にあって、とてもそこに来れそましたか、もつともっと三多摩の奥まで張つたというのですが、そういうものについては、警告をしたということは私どもは聞いております。しかし、それは具体的の事実判断でございまして、抽象的にそういうものを全部やつているかという御指摘になりますと、必ずしも全部やつっているとはちよつと申しかねる状態でございます。そういう場合にはやつておる事実は私ども承知いたしております。

運動を目的としているんだと、しかし内心は推定でできないようなかつこうでポスターなり演説会といふものをおやりになる。したがつて、先生の言うように、選挙運動費用も、一切選挙の期日と関係なしに全部計算させていいじゃないかというようなお考えも成り立つわけでござりますけれども、そのはじめが実際むずかしい。そのはじめがなかなかむずかしいところに、法律で事前運動はいけないと、こういうことになつておりますので、実際私たちも、ほんとうのところ、事前運動の禁止を取つぱすしたら、それが政治活動であろうと選挙運動であろうと、何も取り締まらないなら取り締まらないということに一律にいけると思うのですがございます。ただ問題は、その際、選挙費用をどういうふうに計算するかという問題になります。この点は三十八年以來、選挙制度調査会で非常に御議論がありまして、結論として大体当時の委員の気持ちは、要するに選挙の始まる前の運動は、一切費用に計算するといつても、それは事实上全く不可能なことであるから、費用の点は、選挙運動が始まつてからだけ計算するようにしたらよかろう。しかし、ある程度事前運動式の演説会とか文書活動というものは、もっと自由にしたらどうかというような御意見がございましたけれども、結局事前運動を撤廃するかどうかということについて、やはり結論を得られないままに今日に至つておるわけでございまして、基本的にわれわれ事務当局としても、先生と同じような考え方を持つております。

も衆議院の場合、お互の同じ選舉区にたくさん同じ党から出で、同士打ちをやつしているわけですから、やはり政黨が第二段になつてしまつて、個人が当選しなければならぬということが先走るものですから、そうでなくて、ほんとうに政党本位の選舉が行なわれるようになれば、まあ個人演説会などは、そう重点がかかるなくなつてくると思う。そういう時代になれば話は別ですけれども、現状のような状態では、まだそれぞの候補者がテレビによつて政見を訴えるということは、電波の性質上ちょっとむずかしいということを考えております。

○多田省吾君 永久選舉人名簿の登録の問題で、若干質問をいたします。

最初に、この前も質問したんですけども、昨年九月三十日現在では、東京都の有権者が八百二十九万だったと、で、今度三月三十一日現在では八百二十五万だったと、かえつて相当登録したにもかかわらず減つている姿なんです。この前も私は、これは選管の不備で二重、三重、四重登録も入っているんじゃないとか、そういうことも申しました。そんなことはあまりないというお話をしたけれども、この結果ではそういう姿が相当あるということを示していると思うんです。もし、昨年の十月あるいはことしの二月までに衆議院選挙でもあつたら、そういう二重、三重、四重登録のいわゆる入場券が配付されるような姿になる。で、今後もそういうまだ不備な点が相当あるんじゃないかとこう思われるわけです。この点に関しては、この実際の姿からどう思われますか。

○政府委員(降矢敬義君) 名簿につきましては御指摘のような問題は、住所移転した者についてあります。現在御案内のように、住所を移転した者につきましては、まずもとの市町村におきまして、住所を移転した日に、その人が住所を移転したという表示を名簿にいたしまして、そして他の市町村においてその人間が登録されたという通知を、他の市町村からもらつたときに抹消をするという制度にしてあります。そ

てその通知がない場合には、移転をしてから一年間たつたら抹消するということにしてあります。したがつて通知が早くすれば抹消が早くなるわけですが、どうしてもそういう制度を残しておかなければ、一年間待つて初めて抹消をするということになります。これは国會議員の選挙権行使させるためにあります。どうしてもそういう制度を残しておかなければなりません。したがつて理論的に向こうの移転先の市町村に登録されておつて、なお一年以内に通知がない状態が発生しますので、また事実発生しております。皆無とは申し上げられません。したがつて、そういう場合には両方の市町村に載つておるということが制度的に避けられないわけになります。さらに今回はそれを六ヶ月に短縮いたしますとともに、先般来この市町村間の登録の通知というものを至急やるように勧行をいたさせておりまして、したがつて、そういうことによつていまの御指摘のようなものはだんだん減少いたしました。つまりということは確実であると考えております。

○多田省吾君 永久選舉人名簿の法律が出たときにもこの委員会で質問したんですけれども、答申は年三回という答申が出来ましたけれども、いろいろの事情で年二回に踏み切ったわけです。それがどうしても百何十万人の登録漏れが出るというので年四回に今度改めるわけでござりますけれども、それからもう一つの問題は、職権登録か申告制かという問題です。職権登録は九月の年一回しかやらないという、そういうわけでございまして、こちらはいつもその登録の場合は職権も加味すべきであるということは主張しましたけれども、これは取り入れられなかつた。で私は、今度の永久選舉人名簿という問題で、非常に登録するのにめんどうであるということはあると思うのです。それは政治意識、選舉意識が強ければそんなこと問題でないと言うかもしれませんけれども、現実にこれだけの新有権者の登録漏れといふ姿が三割、四割とある現状です。私はそういった一般のサラリーマンの人たちは、普通の日は夕方まで仕事をしておりますから、なかなかウイークデーは行けない。祭日、日曜あるいは五時以降でも登録手続ができるような便宜をこの際取り計らつたほうがよろしいのではないか、こういうふうに考えるものでありますけれども、当局はどう思われますか。

○政府委員(降矢敬義君) 職権の問題につきましては、たてまえの考え方の問題でありまして、私たちはやっぱり申告をたてまえにして、これを補完する意味で九月に職権をやり、職権登録を加味するというのが正しいのじやないかと思つております。また実際から見ましても、人口の移動の激しい都市部におきまして、常に職権を加味して年四回登録あるいはそれ以上の回数をふやしていく

くということは事実上不可能でございます。そこで、先ほども御答弁申し上げましたとおり、窓口一本化ということによって事を処理するという方式をやっぱりとつてこの問題に対処していきたいという考え方でございます。

○多田省吾君 なかなか前向きの答弁が得られないわけでありますけれども、次にポスターですが、今度第一項第五号のポスターとあわせて作成することができるという改正になつたわけですね。この問題で個人演説会の通知の細長いのが一緒にすることができるという点ですが、この図を見ますと、この候補者からだけがはみ出ているような姿です。これはやはりあれですか、掲示責任者は、両方に掲示責任者の名前を印刷する必要があるのか、あるいは個人演説会の通知そのものを全然書く必要もないのか、日時、場所も書く必要がないのか、あるいは日時、場所がきまつたときその上から張つてもよろしいのか、これはそういうこまかいいろいろな問題があると思うのですが、どうでしようか。

○説明員(山本悟君) 御質問の第一点の掲示責任者の問題でござりますが、今回の「合わせて」という改正によりまして、この三十七センチのいわゆる五号ポスターと、十七センチの幅の演説会告知用ポスターを一枚でおつくりになつても、あるいは従来どおり一枚にお切りになりまして、そしてわざわざ一枚になりましても変わらないわけでございます。両方の意味を「合わせて」ということばかり読み込んでおるつもりでございます。したがいまして、この掲示責任者も、もし全体を一枚の大

き方というふうにお願いしたいと思います。別々の紙で別々の掲示責任者となりますと、書いてある部分について私は、この分についてはこの方、この分についてはこの方ということになりますので、判定がむづかしくなるのでございますが、その場合には同一の方というふうにお願いしたいと思います。外でございます。また、今回の改正によりまして、登録日が現に日曜、祭日等に当たる場合におきましては、その翌日にこれを行なうというようなことにいたしまして、現在登録日が日曜の場合の処理の規定も、実際上処理できるように改正をしておる次第でございます。

それからもう一つの日時、場所の関係でございますが、やはりこの十センチ幅の部分は演説会告知用のポスターである、その基本は変わらないわ

けでございます。したがいまして、日時、場所は

少なくも書き込めるようにしていただきたい。全部日時、場所が全然なくなつてしまつますと、ポスターそのものが大きくなつてしまつますので、そこまでいっていらないと思います。ただ、日時、場所がきまらない際に掲示されましても、それは「合わせて」ということになつておりますから、取り扱い上としてはかまわないのじやないかというような解釈で統一いたしたいと、かように思つております。したがいまして、日時、場所がおきまりになりましたときに、それを書き込んでいただく、あるいはまた別に張つていただくといふぐあいにしていただければけつこうだと思ひます。

○野上元君 掲示責任者が別の場合でもいいのかな。

○説明員(山本悟君) もしも一枚にお切りになりまして、掲示責任者が別であれば、別な方が実際に自分が一枚の紙で別々だというわけにちょっといなかない。やはり一枚の紙であれば、分けてはいな

いわけでございますから、その場合には、同じ紙の一枚のものとしての掲示責任をとつていただ

ざるを得ない。そうすると、一枚の紙で別々の掲

示責任者となりますと、書いてある部分について私は、この分についてはこの方、この分については

この方ということになりますので、判定がむづか

しくなるのでございますが、その場合には同一の

ことは、これは法律的にできないことであります

ので、したがつて、その点は当然指導という範囲

外でございます。また、今回の改正によりまし

て、登録日が現に日曜、祭日等に当たる場合におきましては、その翌日にこれを行なうというよう

なことにいたしまして、現在登録日が日曜の場合

の処理の規定も、実際上処理できるように改正をしておる次第でございます。

○政府委員(降矢敬義君) この第二十七条の二を

削りますのは、名簿の登録回数がふえます。二十

七条の二といふのは、名簿の登録をしておる事務

をやっておる最中に選挙の期日がかかつたり、綻

覧期がかかつたりした場合には、その名簿調製をやめまして、選挙が終つてからあらためて名簿調製をするという制度でございます。しかし、登録回数をふやしますと、当然こういうことがしばしば起ります。そのためには名簿の調製をやめて、終わつてからということでは、回数をふやした意味がございません。むしろこの規定は、選管の事務を考えて当初こういうことを置いたのでござい

ますけれども、先ほど来る御説明申し上げましたように、選管の事務、窓口一本化、カード化とのことで、実際上からもまた理論的にも、回数をふやすことによつて、こういう必要もありませんので、実際にあつたわけございません。

○野上元君 にいたしたわけございません。

○説明員(山本悟君) 一枚の場合は一人でいいわけなんですから、一人じゃなくて、二つの掲示責任者が一枚の紙で別々だというわけにちょっといなかない。やはり一枚の紙であれば、分けてはいな

いわけでございますから、その場合には、同じ紙の一枚のものとしての掲示責任をとつていただ

ざるを得ない。そうすると、一枚の紙で別々の掲

示責任者となりますと、書いてある部分について私は、この分についてはこの方、この分については

この方ということになりますので、判定がむづか

しくなるのでございますが、その場合には同一の

ことは、これは法律的にできないことであります

ので、したがつて、その点は当然指導という範囲

外でございます。また、今回の改正によりまし

て、登録日が現に日曜、祭日等に当たる場合におきましては、その翌日にこれを行なうというよう

なことにいたしまして、現在登録日が日曜の場合

の処理の規定も、実際上処理できるように改正をしておる次第でございます。

○政府委員(降矢敬義君) それから最近非常に困地がふえま

して、多くの移転者、転居者がおるわけです。それで実情を調べてみますと、移転、転居者の九〇%以上は投票していないのじゃないかというよう

な姿も見られるわけです。これは一つには不在者投票が非常に複雑であり、なかなかできないといふ面もあります。昨年の衆議院選舉においては、そういうふうにいろいろ不在者投票が比較的簡単にできるようにいろいろな便宜を選管で取り計らつたようありますし、投票所をふやしたような姿もございました。今まで選管ではなるべくたくさん的人が登録するようになります。そういうふうに登録するようになりますが、三月以降に住所を移しました団地につきましては、相当規模の団地有権者が相当多いと、まあ先般のときは八百人以上という基準で特別の措置をいたしましたが、今般もそれに準じたまして、選管の事務、窓口一本化、カード化とのことで、実際上からもまた理論的にも、回数をふやすことによつて、こういう必要もありませんので、実際にあつたわけございません。

○政府委員(降矢敬義君) 今般の参議院選舉におきましても、三月以降に住所を移しました団地に

つきましては、相当規模の団地有権者が相当多いと、まあ先般のときは八百人以上という基準で特に選管ではなるべくたくさん的人が登録するようになりますが、三月以降に住所を移しましたが、今般もそれに準じたまして、選管の事務、窓口一本化、カード化とのことで、実際上からもまた理論的にも、回数をふやすことによつて、こういう必要もありませんので、実際にあつたわけございません。

○多田省吾君 それから選管の投票所の入場券でございますが、東京とか、あるいは北九州あるいは関西の堺市なんかでは、はがきで出して非常に

よくなっていますが、今般もそれに準じた

よくなっていますが、東京とか、あるいは北九州あるいは関西の堺市なんかでは、はがきで出して非常に

○多田省吾君 先ほど横川委員から質問がございましたが、一緒に答申された戸別訪問の自由化あるいは文書領布の自由化の問題は、今度の改正案には全然載っていないわけでございます。ほんとど載っていない。で、先ほど自治大臣は、政治資金規正法を出すときに一緒に出したいというようなお考えを述べられましたけれども、まああつて衆議院の本会議で政治資金規正法についての緊急質問もあるようございますから、詳しい質問はいたしませんけれども、こちらで全然聞けないので、一点だけ質問したいんですが、ほんとうにじや政治資金規正法が提出されなかったら、戸別訪問の自由化あるいは文書領布の自由化は全然出さないおつもりなのか。それじや政治資金規正法はほんとうに、巷間では総理大臣あたりは連休明けでも出したいというような話も新聞に載っておられますけれども、自治大臣は一体どういうお考えでいるのか、その二点をお尋ねいたします。

○國務大臣(赤澤正道君) や、先ほど申し上げましたとおりに、何も故意に自由化をおくらせておるわけではないのでして、本来は資金規正法よりはむしろ先立つて、次の参議院選舉に間に合わせたいと思って、実はこの公選法の改正のほうを先にかかったわけでございます。しかし、結果的には、これもなかなか党内の調整がむずかしくて難航いたしました結果、今日に及んでおりますが、しかし、考え方としては、同時に提案して皆さんの御審議に供したい、かように考えております。

○多田省吾君 もう一点ですけれども、今度八幡製鉄と富士製鉄が合併するような話があります。限度額なんという話になりますと、損金算入に七億円だ八億円だという膨大な姿になりますし、これじやあ政治献金によって政治に圧力が加えられるし、また、政治の腐敗をますます助長するのじゃないか、かようと思われるわけです。また、この前の予算委員会でも問題になりましたが、いわゆる政府と特別の関係を結んでいる

いわゆる特定会社、これは選挙に関しては、選挙の期間中はできない、だけれども政治献金はでありますし、また、この前の衆議院の運輸委員会でも問題になりましたけれども、船舶会社なんかで政府から利子補給等の特別の補助を受けている会社が政治献金をしていることは、運輸大臣なんかが非常に道義的に好ましくない、政治資金規正法あることは選挙法ともからめて検討したいというようなことを述べておりますけれども、もし自民党案のものはならないというような、十分の一から非常に後退した二分の一という姿になりますと、これはもうたいへんな結果になると思う。その問題はもうたいへんな結果になると思う。その問題は、国との請負契約が少なくとも総額の二分の一以上の中には特定会社になるけれども、その以下のものは公開すべきだという観点に立つ。公開したこと自体もそういった点については軽々の発言はしないというくらいの良識がほしいものと思う。と、うらはらとして、やはり政治資金というものは公開されるべきだという観点に立つ。公開したものにはみんな読み上げるということでは、私は国会の審議はいかがかという感じを持つものです。

○國務大臣(赤澤正道君) そういうこともあわせて与党間でいろいろ案の取りまとめをやっておりま

すますますこれはしっかりと、少なくとも昨年提出された政府案以上に後退したものでは、これは政治資金規制の実際の規制にはならない、このよう

うに思うわけでございますが、まあ出てからでは

おないので、自治大臣としてどのようなお考

えでございましょう。

○多田省吾君 結局、政治の姿勢を正すという総理大臣の話にもかかわらず、なお政治資金規正法がこのようにもたもたして提出されないという状況、また、総理大臣はじめ代々の自治大臣の食言の問題、これが政治腐敗を助長している根本だと思ふ。また、答申案においても、会社等よりの政治献金は好ましくないという、はつきりした答申が出てるわけですね。結局、予算委員会においても、衆議院の運輸委員会においても、法においては少しは許される面もあるだろうけれども、道義的に好ましくない、そういう意見が堂々と大臣から出されている。また、答申も、五年以内に会社よりの政治献金は禁止すべきだという意見が出されている。国民はみんなどんな団体でもそういう道義的に好ましくないものは法によって規制すべきであるという考え方もあるわけです。また、現在の政治資金規正法によつても、この前の委員会でも自治大臣は、少し不備な報告に対してやり直しの報告をさせたらどうかと言つたにかかわらず、そういうことは必要ないという、そういう姿勢ですね。自治省に権限があるにかかわらず、不備な報告に対しても一切また報告し直しと

○國務大臣(赤澤正道君) まだ法案も出さぬの

にかく、何でもない者まで何か事新しく、あの人とこの会社とどういう関係がある、現に政治資金にこれこれの金をもらっているじゃないかと言うと、世間の人は、あの人は悪党だと思う。しかかも、結果は何でもないことになつた。そういうことが積み重なつて、政治そのものが国民の信を失うという面もあると思うのです。ですから私は、国会の議論というものは院外で責任を問われないと、昔からなつておりますけれども、やはり私は、国会自身もそういった点については軽々の発言はしないといこうくらいの良識がほしいものと思う。と、うらはらとして、やはり政治資金というものは公開されるべきだという観点に立つ。公開したものにはみんな読み上げるということでは、私は国会の審議はいかがかという感じを持つものです。

金規正法ではどうも不備であるから、前向きに改正是しなければならないという点を強く主張している。これまでもやはり政治姿勢を正すためには、政治資金の問題はあくまでもきれいにすべきである。また、公開が望ましいし、また現在の政治資金規正法は全然もう、ざる法になつていて、金規正法ではどうも不備であるから、前向きに改正是しなければならないという点を強く主張しているわけです。こういった点から見て、いまの政治資金規正法は全然もう、ざる法になつていて、金規正法ではどうも不備であるから、前向きに改正是しなければならないという点を強く主張している。今までもやはり政治姿勢を正すためには、政治資金の問題はあくまでもきれいにすべきである。また、その公開の原則も守られていない。こんなことでは、いつまでたつても国民の政治に対する不信はとれないでの、各委員会でそういった点が問題になると思うのです。

まあ、その点は長くなりますが、この辺でやめますけれども、この永久名簿に関しては、永久名簿が発足する當時も、この委員会で附帯決議をつけまして、一齊登録のような場合も、当局あるいは選管でしっかりとやるよういろいろ要望しました。また、年四回の登録をしたとしても、もし選管当局でいろいろな不備があれば、また、登録漏れが多かつたり、あるいは、いろいろな不備が目立つものと思います。ですから、私も先ほどから、いろいろ登録がスムーズに進むように、提案も若干申し上げましたけれども、大体、法によつてそれは禁止されているとか、あるいは具体的な行政上の指導はしてないとか、そういう非常に消極的な答弁に終始されたわけでござりますけれども、やはりこの年四回の登録が、登録漏れを防ぐ意味で行なわれるにすれば、あくまで自治当局は、運管あるいは地方自治体に完全な行政指導あるいは要望をして、この永久名簿に対する登録がりっぱに行なわれるよう指導すべきではないか、このよう感ずる次第でござります。これだけ述べまして、私の質問は終わりります。

に、見たようなことを、ざる法だざる法だとおっしゃるけれども、これは出した上でひとつ議論していただきたい。私は、今まで食言した覚えはございませんが、どこをさして食言とおっしゃるのか、わかりませんけれども……

○多田省吾君 一月に出す予定だ、三月に出す予定だと言つてさうぱり……。

○國務大臣(赤澤正道君) 私はそういうことを一回も申し上げたことはございません。記録を読んでいただきたい。一回も、一月に出します、三月に出しますと言った記憶はございません。成案を得ましたら、できるだけ早く提出いたしたい、こういうふうに申し上げているのです。全部調べていただいてけつこうでございます。

○秋山長造君 ちょっと一、二、三。局長、これは大体これと同じものを周知徹底用に配られる御予定ですか。

○政府委員(降矢敬義君) サように考えております。

○秋山長造君 これでちょっと誤解が起ると思うのは、右側の政治活動用ポスターのスローガンの一例の「あなたの一票○○党(候補)へ」、こう書いてある。あなたのおつもりでは、○○党へ、あるいは、○○党候補へ、こういう意味だろうと思うんですが、これだと、党のかわりに候補と書いてもいいと、したがって、社会党へでもよし、あるいは、秋山候補へでもよし、こういうふうに受け取られるおそれがある。現に、野上君にしても、私にしても、おかしいな、そうだろうかなというちょっと疑問を持ったのです。これは地方の人はおそらく早合点して、そう受け取る人が出るのじやないかと思います。

○政府委員(降矢敬義君) いま御指摘の点、十分考慮いたしまして、いまのような誤解のないように表現も変えまして、周知徹底いたしたいと思っております。特定の候補者の名前は出ないようになっていますので、この表現を変えまして考えます。

○秋山長造君 それから、左のポスターですが、

これは、写真は左の十センチのワクのところへ見い込んでもいいわけですか。

それから、参議院何々地方区という上の横書きも食い込んでもいいわけですね。

○政府委員(降矢敬義君) 御指摘のとおりでござります。

○秋山長造君 それから、左の個人演説会、甲野太郎個人演説会、この活字の大きさは別に大きくない。申しあげたことはございません。

○秋山長造君 そのとおりでございます。

○秋山長造君 そうしますと、これでもいいです。

○秋山長造君 か、もう左のほうに見えるか見えぬかに小さい活

字で、ただ申しわけ的にこれを書いて、そして、この十センチだけ横幅が広くなつた、今まで縦長が四角になつたわけですね、これを全面的に写真をぱっと大写しに出すわけです。ただ申しわけ

か、もう左のほうに見えるか見えぬかに小さい活字で、甲野太郎個人演説会、日時、場所これだけ活字を申しわけだけに刷り込むといふことはいいのですか、悪いのですか。

○説明員(山本悟君) まあ、ただいまの御質問に

お答えいたしますのはなかなかむずかしい問題で

ることはいいのですが、結局、ポスター掲示場というのを

公営でいたしまして、四十二センチ、四十二セン

チのスペースを各候補者の方に提供いたしておりま

すが、そのときは選挙法によるところ自分が住民だからと

いうことで、もう自動的に登録されるものと思つてばんやりしていると漏れるおそれがある。これ

をはがせ、張りかえろと言つても、これは実際問

題として、運動する人にまことに酷であります。

したがつて、先ほど課長が申しましたように、掲

示板のポスターの大きさにおいて候補者が告知を

兼ねながら同時に使えば公平ではありませんか、

こういう問題からいたしまして、実際の運動する

側も考えまして、いま御指摘のように、初めから

日時と場所は書いてありますけれども、結局使わ

なかつたという、ブランクのままであってもかま

わない。結果的に見れば、演説会が終わつてそ

ままにしているのと、実際上何も変わらない、こ

う考えて、したがつて、御指摘のような結論でよ

う考へたとき、それがどうでもかまつたのです。

○秋山長造君 そうしますと、さつき私お尋ねしたように、もうこれはまだ申しわけだけに日時と

拝見いたしておりますが、たんざく型のほうでござります。横にある十センチを、そういうのをスペースを広く使いたいというので、こういうのが幾つか出てきたわけでございます。そういう点

見受けいたします。その場合に、虫めがねで見えます。同じようなことになりますといががくということになりますが、ある程度写真が大きくなつて、演説会の日時、場所がすみつこのほうに押し込められるということがあります。それを

もつて直ちに規格違反だというようなことにはなってこないのじゃないかというふうに考えます。

○秋山長造君 それではそれはよろしい。日時と場所の欄がありますね。これは一応ポスターへは刷り込んでおくけれども、最後まで具体的に何日何時どこということを書き入れなくとも別に違反ではないわけですか。

○政府委員(降矢敬義君) 結論はそのとおりでござります。問題は、私たち考えましたのですが、先生方も、私も見ましたが、演説会が終わつても何日もはうつてあるわけです。このポスターは選挙法には選挙の当日まで掲示することができる書いてあります。演説会終わりましても、こここの部分はそのままになって、場所と日時ははるか過去の、十日も前のものがそのまま張つてあるのが実情でございます。また、それをはがせ、張りかえろと言つても、これは実際問題として、運動する人にまことに酷であります。したがつて、先ほど課長が申しましたように、掲示板のポスターの大きさにおいて候補者が告知を兼ねながら同時に使えば公平ではありませんか、こういう問題からいたしまして、実際の運動する側も考えまして、いま御指摘のように、初めから日時と場所は書いてありますけれども、結局使わなかつたという、ブランクのままであってもかまわない。結果的に見れば、演説会が終わつてそのままにしているのと、実際上何も変わらない、こ

う考えて、したがつて、御指摘のよう考へたとき、それがどうでもかまつたのです。

○秋山長造君 それからもう一点、選挙人名簿で

すが、これは選挙法によるところ自分が住民だからと

いうことで、もう自動的に登録されるものと思つてばんやりしていると漏れるおそれがある。これ

を申し出なければいかぬわけですね。若い人、青年、学生なんかはその点をうつかりして、選挙のそ

の場になつて、自分は選挙権があるのに登録して

なかつたというふうに気づくような例が多いと思

います。そこで、毎年一月十五日に成人式やって、

それぞれ盛大にやつてある。そういうときにでも皆さん祝辭なんかで、諸君はきょうから選挙権をもらえるのだ、一人前になったのだと言つて大いに激励をされるのですけれども、そのときにもしか

りの成人式では、そういうことまで注意をされた

方はないですね。それから選挙管理委員長なん

が思ひのとおりでありますけれども、そのときにもしか

りの選挙権が使えませんぞ、ここまで注意して

いるのかどうか。私が今まで陪席した限

りの成人式では、そういうことまで注意をされた

方はないですね。それから選挙管理委員長なん

が思ひのとおりでありますけれども、そのときにもしか

十五日に当たる日まで」を「及び登録月の十五日から二十五日まで」に改める。

第二十九条第六項中「三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」を「登録月の八日から十四日まで」に、「七日」を「三日」に改める。

第一百四十三条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 前項のボスターは、第一項第五号のボスターと合わせて作成し、掲示することができる。

第一百五十四条第一項中「代理」を「代理人（公職の候補者でない者に限る。）」に改める。

第二百一条の六第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に、「前項の」を「第一項の」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第四号のボスターは、第一百四十三条（文書図画の掲示）の規定にかかわらず、所屬候補者の選挙運動のために使用することができる。

ただし、当該ボスターについては、当該選挙区（参議院全国選出議員の選挙にあつては、全部道府県の区域）の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。ただし、第一百四十三条、第一百五十四条第一項及び第二百一条の六の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第一条 改正後の公職選挙法第一百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二百一条の六の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という）以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

2

施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施

行日から起算して三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された参

議院議員の選挙以外の選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 改正後の公職選挙法の適用前にした行為及び前条第二項の規定により従前の例により行なわれる選挙に関して同法の適用後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）の一部を次のよう改正する。

第七十四条第四項中「三月三十日又は九月三十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日（公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十一条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）」を「登録月（三月、六月、九月及び十一月をいう。）の二十日（うち同項の請求のあつた日の直前の日）」に改める。

第八十四条中「公職選挙法」を「公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）」に改める。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日から二十日を経過する日までの間にされている地方自治法第七十四条の規定による請求については、なお従前の例による。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十一年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日（公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）」を「登録月（三月、六月、九月及び十一月をいう。）の二十一日（二年法律第二百三十六号）」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七

十

日のうち審査の日の直前の日」に改める。（漁業法の一部改正）

第七条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「十月二十日から十一月三日まで」を「毎年十月二十日から十一月三日まで」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七月」を「三日」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日（公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）」を「登録月（三月、六月、九月及び十二月をいう。）の二十日」に改める。（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第九条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第十一条中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同条の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「登録月（三月から十四日まで）に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七

月」を「三日」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六号中正誤

ペレ 段行 誤

ペレ 段行 誤

三二りか社会

三二りか社会

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

十一

十日のうち審査の日の直前の日」に改める。（漁業法の一部改正）

第七条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「十月二十日から十一月三日まで」を「毎年十月二十日から十一月三日まで」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七月」を「三日」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日（公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）」を「登録月（三月、六月、九月及び十二月をいう。）の二十日」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七

月」を「三日」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第九条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第十一条中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同条の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「登録月（三月から十四日まで）に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七

月」を「三日」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六号中正誤

ペレ 段行 誤

ペレ 段行 誤

三二りか社会

三二りか社会

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

十二

十日のうち審査の日の直前の日」に改める。（漁業法の一部改正）

第七条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「十月二十日から十一月三日まで」を「毎年十月二十日から十一月三日まで」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七月」を「三日」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日（公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）」を「登録月（三月、六月、九月及び十二月をいう。）の二十日」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七

月」を「三日」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第九条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第十一条中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同条の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「登録月（三月から十四日まで）に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七

月」を「三日」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六号中正誤

ペレ 段行 誤

ペレ 段行 誤

三二りか社会

三二りか社会

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

十三

十日のうち審査の日の直前の日」に改める。（漁業法の一部改正）

第七条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「十月二十日から十一月三日まで」を「毎年十月二十日から十一月三日まで」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七月」を「三日」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日（公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）」を「登録月（三月、六月、九月及び十二月をいう。）の二十日」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七

月」を「三日」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第九条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第十一条中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同条の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「登録月（三月から十四日まで）に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七

月」を「三日」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六号中正誤

ペレ 段行 誤

ペレ 段行 誤

三二りか社会

三二りか社会

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

正規法

昭和四十三年五月一日印刷

昭和四十三年五月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局